現行日本国憲法制定過程と権利思想

憲法第25条「生存権」を中心として

会津大学短期大学部 社会福祉学科 **外崎 紅馬**

現行日本国憲法制定過程と権利思想

憲法第25条「生存権」を中心として

外崎 紅馬

平成 18 年 12 月 14 日受付

【要旨】 近代国家の成立期に形成された自然権を基礎として、個人は自由かつ平等であり生命、 自由および財産等についての権利を権利章典により保障しているアメリカによって、日本の憲法改 正草案は起草された。また、資本主義社会の発展にともない発生した社会問題を背景として、国家 による積極的な介入による保障規定がGHQの人権委員の主張により草案に盛り込まれた。さらに、 それらの保障規定を、人たるに値する生活を保障する権利として明確化するため、日本側の憲法審 議により、現行憲法第25条に重要な項目として第1項、生存権が追加された。本稿では、現在の 日本国憲法の成立に影響を与えた背景として、権利思想と戦後の占領政策を概観し、社会福祉が主 として法的根拠としている現行憲法第25条について、アメリカが起草した日本国憲法草案との関 係を中心にその制定過程を考察した。

1.はじめに

現代社会における急激な科学技術の高度化や情報化、少子高齢化の進行は、人々の生活全体に広 く深く関わるようになってきており、それにともなう複雑多様化した生活問題は福祉ニーズを増大 させ、深刻化させている。とりわけ、高齢者や障害者など要援護性の高い人たちの生活問題は、社 会関係上の障害等固有の背景を踏まえて、その尊厳や権利の擁護と、自立的な生活の充実のための 援助や支援に対する社会的要求が、その重要性とともにますます高まってきている。

また、社会福祉に関わる者には、福祉ニーズのある福祉サービス利用者(以下「利用者」)との 対等で平等な人間関係や利用者の尊厳、自己実現の尊重などの重視、最低限度の生活を保障するた めの明確な倫理への理解が求められ、同時にその行為は人間の尊厳に根ざした生活の実現をめざし、 個人や集団や地域に対し具体的な実践を通し行われるため、自ずと利用者の人権に触れることが多 い。言いかえると、利用者の生活は、それを支える人の人権意識に左右され、場合によっては虐待 という社会問題に発展する可能性もある。そのため社会福祉の領域においては、現実の生活を踏ま えた人権への理解が必要となる。

そこで、本稿では、社会福祉研究の基礎的概念になる人権についてその背景を踏まえるため、現 在の日本国憲法の成立に影響を与えた権利思想と戦後の占領政策を概観し、社会福祉が主として法 的根拠としている現行憲法第25条について、アメリカが起草した日本国憲法草案との関係を中心 にその制定過程を考察する。

2.人権の歴史

(1) 権利の起点

現在、先進国のほぼすべてが憲法を有しており、その国の様々な規定や制度を憲法で定めている ことはもとより、国民の権利についても明記している。欧米において人の権利について触れた原初 的なものとしては、イギリスの「マグナ・カルタ」(1215年)や「権利請願」(1628年)、名誉革命 後の「権利章典」(1689年)などが挙げられるが、人が生まれながらにして有する侵すことのでき ない権利としての自然権の観念が今日のような整合された形式となるのは、アメリカ諸州の成文憲 法が制定されてからである。

1776年のヴァージニア憲法は、「すべて人は生来ひとしく自由かつ独立しており、一定の生来の 権利を有するものである。これらの権利は人民が社会を組織するに当たり、いかなる契約によって も、人民の子孫からこれを奪うことのできないものである。かかる権利とは、すなわち財産を取得 所有し、幸福と安寧とを追及獲得する手段を伴って、生命と自由とを享受する権利である。」「すべ て権力は人民に存し、したがって人民に由来するものである。」⁽¹⁾と述べ、自由権と主権在民を明記 している他、人身の自由、言論出版の自由、宗教の自由などの人権が定められている。1780年のマ サチューセッツ憲法は、「すべての人は、生まれながらにして自由かつ平等であり、生来の、本質的、 かつ譲ることのできない一定の諸権利をもっている。これらの権利のなかには、生命と自由とを享 受しかつ擁護する権利、財産を獲得し、所有し、保護する権利、すなわち、人々の安全と幸福とを 求め得る権利が当然含まれている。」⁽²⁾と述べ、平等権、財産権、幸福追求権などを明記している。

また、1776年のアメリカ独立宣言においては、自然状態では生命や自由等の権利は不完全にし か守られないとして、人々は社会契約によって国家を設立するとの考えから、国家の権力は、国民 の権利を守るために人々から信託されたものであり、国家の目的は国民の権利を守ることであると し、「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いが たい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。ま た、これらの権利を確保するために人類のあいだに政府が組織されたこと、そしてその正当な権力 は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。」⁽³⁾と宣言している。

独立宣言から憲法制定会議を経て、1788 年にアメリカ合衆国憲法が成立したが、個人の権利の 保障が欠けているとして、1791 年に修正 1 条から 10 条を追加し人権保障を規定することにより、 これを「権利章典」とした。さらに、その後勃発した南北戦争を契機とし、当時の大統領リンカー ンはゲティスバーグの演説で、「人民の、人民による、人民のための政治(government of the people, by the people, for the people)という有名な民主主義の原則を訴え、奴隷制を廃止する修正 13 条、 法の下の平等を保障する修正 14 条などを追加し、人が本来有している生命、自由、幸福追求など の各種の自由権の享受と法の下の平等が保障されるに至った。

(2) 社会権の登場

アメリカに代表される権利宣言は、自由で平等な個人の存在を前提とし、国家からの自由という 性質をもった自由権を中心に形成された。近代社会の成立は、そのような権利宣言や成文憲法の法 原則に基づき、法の下の平等、所有権や財産権の尊重、経済活動における契約の自由、労働の自由、 移転の自由など、封建制度体制に代わる自由な取引を中心とした資本主義社会を発達させた。しか し、産業の発達は19世紀前半の産業革命に伴い、都市部に賃金労働者を集中させたことはいうま でもないが、同時に失業者や生活に困窮した浮浪貧民をも生み出し、機械化された工場では児童や 婦人労働者までもが、低賃金、長時間労働等の過酷な労働条件を受け入れざるをえない状況にあっ た。

このときアメリカ政府は「自由放任主義」(レッセ・フェール)をとり、契約の自由の原則によ り労使間の労働条件等に干渉しない立場をとったため、富める者、強い者はますます強大になり、

貸しい者、弱い者はますます貸しくなるという社会現象を発生させ、自由権はすべての人に等しく 保障されるという原則にもかかわらず、資本家と労働者という関係にみられるような階級、あるい は階層の分化がすすみ、とりわけ労働問題が社会問題化するようになった。1929年、世界大恐慌に いたって問題は深刻化し、かつてない経済的不況と社会的混乱のなかで大統領に就任したフランク リン・D・ルーズヴェルトは、ニューディール政策を実行し、政府が国民の生活問題に積極的に介 入し、生命、自由、幸福追求の権利に実質性を与える保障の必要性と、それに対する一定の役割を 果たす国家の責任を明確に示した。

一方、他の諸国では、ソヴィエト・ロシアがロシア革命後「勤労し搾取されている人民の権利の 宣言」(1918年)において「人間による人間のあらゆる搾取の廃止」⁽⁴⁾を宣言し、1936年に採択さ れたソヴィエト社会主義共和国同盟憲法で、労働権、休息権、社会保障を受ける権利、教育を受け る権利など社会的権利を規定した。また、ドイツでは1919年、ワイマール憲法が制定され、母性 の保護や両性の平等、勤労者の労働権や団結権などのほか、「経済生活の秩序は、すべての者に人間 たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない」⁽⁵⁾と生存権的な社 会権を認め、この時代に制定される各国の憲法には、国家権力により不当に搾取されない自由権と ともに、国家の積極的介入により保障される社会権がかかげられるようになった。

(3) 国際連合憲章と人権

国際連合は第2次世界大戦中に、アメリカをはじめとする主要な連合国によって、1945年に創設 された。国際連合の主要な目的は、国際平和の安全と維持、経済・社会・文化・人道面における国 際問題の解決、人権及び自由の尊重等である。第2次世界大戦後の1945年に制定された国際連合 憲章⁽⁶⁾では、その前文において、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに 関する信念をあらためて確認」すると述べ、人権の尊重が国際秩序に不可欠であることを確認し、 「一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進」することが権利を国際化していく うえで、鍵となる概念であることを示している。さらに、国際連合憲章第55条では、「人民の同権 及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の平和的かつ友好的関係に必要な安定及び福祉の条件を 創造」するために、「一層高い生活水準」の進歩及び発展の条件と「人種、性、言語又は宗教による 差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」を促進することの必 要性を強調している。

ここにいたって、人権とその権利の実現、および保障の問題は、国際的に共通のものとなり、1948 年、世界人権宣言として結実する。

3.マッカーサー草案作成

(1) ポツダム宣言受諾

第2次世界大戦中の1945年7月、連合国軍は日本への戦争終結宣言としてポツダム宣言(?)を発 表し、日本は1945年8月14日これを受諾した。このポツダム宣言は、日本における戦争遂行能力 の除去と平和的傾向を有する政府の樹立、民主主義的傾向の復活強化を目的とするとともに、言論、 宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重の確立を目指した。そして、9月2日の降伏文書調印 式の後、連合国最高司令官ダグラス・マッカーサーはアメリカ国民向けのラジオ演説を行い、「迷信 と暴力によって自由な教育は抑圧され、表現の自由、行動の自由、更には思想の自由さえ否定され るに至った。ポツダム宣言は、日本国民がこの隷従状態を脱することの世話役を勤めるように我々 に任じている」⁽⁸⁾と述べ、ポツダム宣言における占領目的は、日本を再び戦争をすることのない民 主主義国家にすることであり、それまでの専制的な政府から、日本国国民が自由に表明する意思に 従った責任ある政府を樹立することであり、何よりも基本的人権に基づく権利と自由の確立である ことを明らかにした。

(2) 日本国憲法の制定過程

ポツダム宣言の要求に従うには、基本的人権の尊重を確立するよう明治憲法の改正が必要であっ た。マッカーサーは 1945 年 10 月 4 日、東久邇宮内閣の国務大臣であった近衛文麿に憲法の改正を 示唆したが、翌5日、東久邇宮内閣が総辞職したため、新しく成立した幣原喜重郎内閣の幣原首相 に 11 日、あらためて憲法改正の示唆をした。幣原は松本烝治国務大臣を委員長とする憲法問題調 査委員会(松本委員会)を組織し、憲法改正作業はこの松本委員会が行うこととなった。当初、連 合国軍総司令部(以下「GHQ」)は、憲法改正について日本政府の自主性に任せており、日本政府 からの改正案の提出を待っていたが、1946年2月1日、毎日新聞に「憲法問題調査委員会試案」が スクープ記事として掲載され、その内容が明治憲法に多少の改正を加えただけのあまりにも保守的 なものであったため、GHQは日本政府に期待するのをやめ、独自の憲法改正草案に着手すること とした。日本政府は2月8日、「憲法改正要綱」をGHQに提出するが、GHQは2月13日に「(日 本政府から)提出された憲法改正案は、自由と民主主義の文書として最高司令官が受け容れること のまったく不可能なもの」
⁽⁹⁾であるとし、総司令部側による独自の改正草案、いわゆるマッカーサ 一草案を日本政府に手渡した。日本政府は、マッカーサー草案に基づき、あらためて日本側草案を 起草し、3月4日GHQと徹夜の共同作業の末、確定案を作成し、3月6日、「憲法改正草案要綱」 を国民に発表した。その後、帝国議会における若干の修正を行い、1946 年 11 月 3 日公布され、1947 年5月3日施行された。

日本国憲法の制定過程において、その内容に影響を与えたものとして検討されなければならない ものは、GHQによるマッカーサー草案の作成と、日本政府による審議である。そこで、現行憲法 25条を中心として、その内容について検証する。

(3) マッカーサー草案作成

1946 年2月1日の毎日新聞のスクープ記事によって明らかになった日本政府の憲法改正草案が、 明治憲法とかわりばえのない保守的なものだったため、2月3日、マッカーサーはGHQの民政局 に憲法草案の作成を命じた。民政局は2月4日、草案作成作業の全体を取り仕切る運営委員会を設 置し、その下に立法、行政、人権、地方行政、財政、天皇・条約などに関する7つの小委員会を置 いた。

草案作成の指針

1946年2月4日、民政局が憲法草案を作成することを発表した憲法会議の際に、民政局長のコー トニー・ホイットニー准将は、「ポツダム宣言の内容と、これから発表するマッカーサー元帥の指令 に沿った憲法のモデルを作成する」⁽¹⁰⁾と述べ、草案作成にあたってポツダム宣言と、後にマッカー サー・ノート⁽¹¹⁾と呼ばれる「象徴天皇制」「戦争放棄・交戦権の否認」「封建制度の廃止」の3原則 を示した。さらに、運営委員会のメンバーであるチャールズ・L・ケーディス大佐は、「国連憲章の 諸原則は、われわれが憲法を起草するにあたって、念頭に置かれなくてはならない」「国民の基本的 権利を護るために必要な場合には権力に対する制限をはっきり規定すべき」新しい憲法を起草する にあたって強調しなければならない点は、主権を完全に国民のものにするというところにある」な ど、いくつかの指針を与えた⁽¹²⁾。また、「草案と SWNCC - 228⁽¹³⁾とを照らし合わせ、両案に矛盾 がないようにするのは各委員会の責任」⁽¹⁴⁾であると注意を促している。

この SWNCC - 228 は、最初に「結論」を示し、次に問題点を 12 の条項に分けている。人権に 関する指針についてみてみると、問題点として「日本の国民は、特に過去 15 年間においては、事 実上、憲法が彼らに保障している人権の多くのものを奪われていた。憲法上の保障に、「法律に定め たる場合を除き」、あるいは「法律によるに非ずして」という文言による制約が設けられていたため に、これらの権利の大幅な侵害を含む法律の制定が可能になった。」とし、「日本臣民および日本の 統治権の及ぶ範囲内にあるすべての人の双方に対して基本的な人権を保障する旨を、憲法の明文で 規定することは、民主主義的理念の発達のための健全な条件」を作り出すと述べ、「日本臣民および 日本の統治権の及ぶ範囲内にあるすべての人に対し、基本的人権を保障すること」を結論づけてい る。

これらのことから、GHQ が日本国憲法草案作成にあたってその指針としたものは、ポツダム宣

言、マッカーサーノート、国連憲章、SWNCC - 228 であり、とりわけ人権に関する諸規定につい ては、欧米によって歴史的に培われ国際的に合意にいたった基本的人権と個人の尊厳の尊重が基礎 となっている。

民政局人権委員会での草案作成

マッカーサー草案の起草手順は、小委員会が作成した案を基に運営委員会と協議を行い確定する というものであった。そこで、人権、とりわけ現行日本国憲法 25 条の生存権がどのような協議を 経て草案化されたのかについて着目し言及する。

該当する人権委員会原案は、当初以下のような内容になっていた。⁽¹⁵⁾

In all spheres of life laws shall be designed only for the promotion and extension of social welfare, and of freedom, justice and democracy. All laws, agreements, contracts or relationships, public or private, which restrict or tend to destroy the welfare of the people shall be repealed and replaced by others which promote it. To this end the Diet shall enact legislation which shall :

Protect and aid expectant and nursing mothers, promote infant and child welfare, and establish just rights for illegitimate and adopted children, and for the underprivileged;

Establish and maintain free, universal and compulsory education, based on ascertained truth;

Prohibit the exploitation of children;

Promote the public health;

Provide social insurance for all the people;

Set proper standards for working conditions, wages and hours and establish the right of workers to organize and to bargain collectively, and to strike in all except essential occupations;

Protect intellectual labor and the rights of authors, artists, scientists, and inventors whether native or foreign.

「法律は、生活のすべての面につき、社会の福祉並びに自由、正義および民主主義の増進と伸張の みを目指すべきである。国民の福祉を制限しまたは破壊する傾向をもつすべての法律、合意、契約 または公的もしくは私的な関係は、国民の福祉を増進するものによって代置されるべきである。こ の目的を達成するため、国会は次のような法律を制定するものとする。

妊婦および乳児の保育に当たっている母親を保護援助し、乳児および児童の福祉を増進し、嫡出

でない子および養子並びに地位の低い者のために正当な権利を確立する立法

確立された真理に基づいた無償の普通義務教育を設立し、維持する立法

児童の搾取を禁ずる立法

公衆衛生を改善するための立法

すべての人のために社会保険を設ける立法

勤労条件、賃金および就業時間について適正な基準を定め、勤労者の団結する権利および団体交 渉をする権利並びに生活に必要欠くべからざる職業以外のすべての職業においてストライキをする 権利を確立する立法

知的労働並びに内国人たると外国人たるとを問わず、著述家、芸術家、科学者および発明家の権 利を保護する立法」

この原案に対し運営委員会は、そのような具体的な指示は有益なのかもしれないが、こういう規 定は制定法の定めによるべきもので、憲法の関与すべきものではないとした。しかし人権委員会は、 社会保障に関する規定を入れることは、最近のヨーロッパ諸国の憲法では広く認められていると述 べ、日本では、これまで、国民の福祉に対して国家が責任を負うという観念がなかったため、この 観念が一般に受け容れられることを促進するためには、憲法上それを謳っておく必要があると主張 した⁽¹⁶⁾。民政局にはルーズベルト大統領のニューディール政策に影響を受けたニューディーラーが 多く、彼らは人権に基づくアメリカの自由と民主主義の思想に基づきながら、国民の福祉を促進し 保障するためには政府が積極的な役割を果たす責任を持つべきであると考えていた。結果的に、運 営委員会は、社会立法に関する細かな点は省略する方がよいが、社会保障制度を設けるという一般 的な規定は置く方がよいとし⁽¹⁷⁾、条文が整理され、最終的にマッカーサー草案の第24条になった。

Article XXIV. In all spheres of life, laws shall be designed for the promotion and extension of social welfare, and of freedom, justice and democracy.

Free, universal and compulsory education shall be established.

The exploitation of children shall be prohibited.

The public health shall be promoted.

Social security shall be provided.

Standards for working conditions, wages and hours shall be fixed.

第24条

法律は、生活のすべての面につき、社会の福祉並びに自由、正義および民主主義の増進と伸張を 目指すべきである。

無償の普通義務教育を設けなければならない。

児童の搾取は、これを禁止する。

公衆衛生は、改善されなければならない。

社会保障を設けなければならない。

勤労条件、賃金および就業時間について、基準を定めなければならない。

4.憲法第25条の成立過程

マッカーサー草案に沿った形で修正を行った新しい帝国憲法改正草案は、最後の帝国議会となる 第90回帝国議会において若干の修正が行われ、1946年10月6日可決した。このとき衆議院の小 委員会で現行憲法第25条に関し重要な審議が行われた。

マッカーサー草案の第24条は、修正後、帝国憲法改正草案では第23条、第24条、第25条の3 つの条文に分けられている。第24条には普通義務教育、第25条には勤労の権利と児童の搾取の禁 止を振り分け、第23条に最初の部分と社会保障、公衆衛生についてまとめ、すっきりさせた形に なっている。⁽¹⁹⁾

Article XX . In all spheres of life, laws shall be designed for the promotion and extension of social welfare and security, and of public health.

第23条

法律は、すべての生活部面について、社会の福祉、生活の保障及び公衆衛生の向上及び増進のた めに立案されなければならない。

この草案第23条に、社会党が修正案として、

「すべて国民は健康にして最小限度の文化的水準に達する最小限度の生活を営む権利を有する」(20)

という条文を第1項として挿入し、草案第23条を同条第2項とすることを提案している。この提 案をめぐって、修正案第23条第1項挿入の理由、草案第12条との整合性、修正案第23条第1項 の字句の整理の3つの観点から論述する。

修正案第23条第1項挿入の理由

社会党は、国民の生存権を保障する一般的な条文を第1項として提案するが、その理由として、 憲法を起草する際に、最低限度の生活を営む権利を有するという事実を明確に述べる必要があるこ とを強調している。民主国家では、国民は、各人の生活を維持する権利を有するため、その権利の 保障のために便宜を供給するのは国家の義務であり、「権利を有する」という表現は、国家が単に権 利の実現を妨げないということではなく、積極的にこの権利を実現するよう期待されることを意味 している。そのため、この修正案第1項を挿入することによって、国家は、社会施設を供給したり、 社会福祉の改善、社会生活の保障、公衆衛生等、すべての国民の生活権を保障するような制度を設 立するように努めなければならないという考え方を確認することができる。また、ワイマール憲法、 ソビエト憲法以後に制定された憲法で、一番新しい日本の新憲法に対して、生存権を強調する規定 を盛り込むことは非常に重要であり、将来の立法の指針としてその指標とするためにも必要である と理由づけている。⁽²¹⁾

(2) 草案第12条との整合性

帝国憲法改正草案第12条は次のような内容の条文である。(22)

草案第12条

すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、 公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

社会党の修正案に対し、この草案第12条との整合性が論議された。つまり、この草案第12条で は、国民の幸福を追求する権利を保障しており、幸福の追求という国民の権利が認められる限り、 それは実質的には、最低限度の文化的で健康な生活を維持することを意味していると解釈できる。 最低限度の文化的生活ということは、最低限度の幸福の追求と同じことで、修正案第23条第1項 の内容は、草案第12条の「幸福追求」という中に含まれるとするものでる。

これに対し、社会党は、草案第 12 条は生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を定めた一般 規定であり、その内容は導入的な性格のもので、詳細な内容はそれ以後の条項で規定され、その条 項の一つが生存権であると主張する。そして、草案第 12 条において、「権利について」、最大の尊 重の必要性を規定しているが、「権利について」というのは、「権利を有する」ということとは違う と指摘し、たとえ幸福追求の権利を有しても生計をたてられない国民が存在する状況では、国民が 最低限度の生活を維持する権利を認めるということが必要であるとした。また、仮に修正案第23 条第1項が憲法に盛り込まれないとしたら、今後の将来的な国民の福祉に関する提案事項は、国民 の権利に基づくものではなく、国家の好意とか慈善として受け止められがちになるとし、草案第12 条の「幸福追求」とは別に、修正案第23条第1項が必要であることを理論づけた。⁽²³⁾

(3) 修正案第23条第1項の字句の整理

審議の結果、修正案第 23 条第 1 項が条項として加わることとなり、語法の問題が取り上げられ た。それは、「健康にして」という部分は不必要ではないかという異議に端を発している。つまり、 健康を維持できないような生活水準は最小限度の文化的生活にはならず、「最小限度の生活水準」と は、健康を維持できる生活水準を意味するというものである。そして、「最小限度の生活」の水準を どこに置くべきかについて、「身体と心をともにやっと保っていく」ことと、「努力して効率よい生 活を維持する生活パターン」の2つが提案された。しかし、「健康にして」という言葉を効果的に使 うため「健康で文化的な最小限度の生活の営み」となり、さらに、「最小限度」なのか「最低限度」 なのかが取り上げられ、「最低生活」とは言うが、「最小生活」という言葉は今まで聞いたことがな く、「生活が大きいか、小さいか」とは言わず、「高いか、低いか」ということから「最低限度」に 落ち着くこととなった。⁽²⁴⁾

このような審議の結果、条文が整理され最終的に、社会福祉の増進について定める根源的な条文 である現行憲法第 25 条となった。⁽²⁵⁾

Article 25. All people shall have the right to maintain the minimum standards of wholesome and cultured living.

In all spheres of life, the State shall use its endeavors for the promotion and extension of social welfare and security, and of public health.

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めな ければならない。

5.おわりに

日本国憲法は基本的人権の尊重を理念の中心に据えているが、そもそもこの基本的人権は政治的 社会に先だって存在しているものであり、国家や憲法はそれを承認し擁護することが求められる。 そのような思想はアメリカ独立宣言やフランス人権宣言に影響を与えたジョン・ロックに依拠して いる。いうまでもなく、ロックは人間が国家をつくる以前の自然状態というものを考え、その自然 状態においては自然法が支配していると論じ、自然法のもとに人は完全に自由かつ平等であり、生 命・自由・財産を確保する権利、いわゆる自然権をもっているとした。

ロックのいう自然状態とは、「完全に自由な状態」であり自然法の範囲内で、自らの適当と信ずる ところにしたがって、自分の行動を規律し、その財産と一身とを処置することができ、他人の許可 も、他人の意志に依存することもいらない状態をいう。また、一切の権力と権限とは相互的であり、 何人も他人より以上のものはもたないという「平等の状態」でもある。⁽²⁶⁾ しかし、そのような状 態は「自由の状態」ではあるが「放縦の状態」ではなく、自然状態にはこれを支配する一つの自然 法があり、何人もそれに従わなければならない⁽²⁷⁾とし、自然法の存在を示した。この自然法は、他 人の生命、健康、自由または財産を傷つけるべきではないことを明らかにし、自然権の侵害を禁止 している。

また、人は生まれながらにして生存の権利をもっており⁽²⁸⁾、自然法によると人はでき得る限り生存を維持されなければならない⁽²⁹⁾とし、その生活は本性が要求するような生活、人間の体面にふさわしい生活⁽³⁰⁾、いわば人として尊厳のある生活の維持が必要であることを認めている。さらに、人は自分自身を維持すべきであり⁽³¹⁾、自分自身を保持するための自然で固有の権利⁽³²⁾として「自己保存の権利」⁽³³⁾を導き、自然権のひとつとして位置付けている。つまり、ロックはすでに自己の生存を維持する権利を自然権としてとらえ、基本的人権に生存権の思想をも含んでいたことが確認できる。

近代国家の成立期に形成された自然権を基礎として、個人は自由かつ平等であり生命、自由およ び財産等についての権利を権利章典により保障しているアメリカによって、日本の憲法改正草案は 起草された。また、資本主義社会の発展にともない発生した社会問題を背景として、国家による積 極的な介入による保障規定がGHQの人権委員の主張により草案に盛り込まれた。さらに、それら の保障規定を、人たるに値する生活を保障する権利として明確化するため、日本側の憲法審議によ り、現行憲法第25条に重要な項目として第1項、生存権が追加された。

日本国憲法はこのような欧米の基本的人権の発達の歴史を踏まえ、国家権力といえども侵すこと のできない 18 世紀的な自由権と、国家の介入により保障される 20 世紀的な社会権を占領政策に影 響を受けながらその内容として保障するに至り、とりわけ憲法第 25 条の生存権規定は社会福祉充 実のための条文として、今日、重要な性格をもつこととなった。

注・引用文献

- (1) 高木八尺·末延三次·宮沢俊義:人権宣言集、109、岩波書店(1997)
- (2) 前掲(1)、117
- (3) 前掲(1)、114
- (4) 前掲(1)、277
- (5) 前掲(1)、212
- (6) 清水伸:逐条日本国憲法審議録(第4巻) 196-216、有斐閣(1963)
- (7) 前掲(6)、216-218
- (8) 長尾龍一:日本憲法思想史、236-237、講談社(1997)
- (9) 高柳賢三:日本国憲法制定の過程、323、有斐閣(1987)
- (10) ベアテ・シロタ・ゴードン: 1945年のクリスマス、130、柏書房(1995)
- (11) 野中俊彦:憲法、57-58、有斐閣(1992)
- (12) 前掲(10)、146-147
- (13) 高柳賢三:日本国憲法制定の過程、107、有斐閣(1987) アメリカ政府の国務・陸軍・海軍3省調整委員会(SWNCC)によって、昭和21年1 月7日に承認され、1月11日に最高司令官に送付された文書で「日本の統治体制の改 革」と題され、ポツダム宣言を受諾した日本の今後の統治体制のあり方についての指 針を示した文書
- (14) キョウコ・イノウエ:マッカーサーの日本国憲法、435、桐原書店(1994)
- (15) 前掲(9)、222-225
- (16) 前掲(9)、204-205
- (17) 前掲(9)、206-207
- (18) 森清:憲法改正小委員会秘密議事録、533、第一法規(1983)
- (19) 前掲(18)、557
- (20) 前掲(18)、418
- (21) 前掲(18)、14-289
- (22) 前揭(18)、540
- (23) 前掲(18)、166-270
- (24) 前掲(18)、293-297
- (25) 前掲(18)、584
- (26) ロック・鵜飼信成訳:市民政府論、10、岩波書店(1998)
- (27) 前掲(26)、12

- (28) 前掲(26)、31
- (29) 前掲(26)、22
- (30) 前揭(26)、21
- (31) 前揭(26)、12
- (32) 前揭(26)、220
- (33) 前掲(26)、16

参考文献

村川一郎「日本国憲法制定秘史」第一法規(1994) 清水伸「逐条日本国憲法審議録(第1巻)」有斐閣(1962) 清水伸「逐条日本国憲法審議録(第2巻)」有斐閣(1962) 清水伸「逐条日本国憲法審議録(第3巻)」有斐閣(1962) 西修「日本国憲法の誕生を検証する」学陽書房(1986) 佐藤達夫「日本国憲法誕生記」中央公論新社(1999) 鈴木昭典「日本国憲法を生んだ密室の九日間」創元社(1995) 長谷川正安「日本の憲法」(第3版)岩波書店(1998) 野中俊彦「憲法」(新版)有斐閣(1997) M. Lベネディクト「アメリカ憲法史」北海道大学図書刊行会(1994) 阿部照哉「比較憲法入門」有斐閣(1998) 阿部照哉・畑博行「世界の憲法集」(第2版)有信堂(1998) 松井茂記「アメリカ憲法入門」(第4版)有斐閣(2000) ブルース S.ジャンソン「アメリカ社会福祉政策史」相川書房(1997) 小林清一「アメリカ福祉国家体制の形成」ミネルヴァ書房(1999) 一番ヶ瀬康子「アメリカ社会福祉発達史」光生館(1989) 社会保障研究所「アメリカの社会保障」東京大学出版会(1991) 仲村優一・一番ヶ瀬康子「世界の社会福祉9」旬報社(2000) 愛敬浩二「近代立憲主義思想の原像」法律文化社(2003) 岡村東洋光「ジョン・ロックの政治社会論」ナカニシヤ出版(1998) ーノ瀬正樹「人格知識論の生成」東京大学出版会(1997) 三浦永光「ジョン・ロックの市民的世界」未来社(1997) 田中正司「市民社会理論の原型」御茶の水書房(1991)